

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		栃木市認知症カフェ登録申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市認知症カフェ登録事業実施要領第2条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	
審査 基準	根拠条項	栃木市認知症カフェ登録事業実施要領第2条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>次の各号のすべてに該当する場合は、栃木市認知症カフェとし、登録することができる。</p> <p>(1) 市内においておおむね月1回以上開催していること。</p> <p>(2) 実施主体は、地域住民団体やボランティア団体、NPO法人、介護事業所、福祉施設、医療機関等であること。</p> <p>(3) 1年以上継続した事業実施が見込まれること。</p> <p>(4) カフェ開催中、認知症に関する相談に応じ、適切な機関を紹介できる体制であること。</p> <p>(5) カフェ開催中、専門職（医療・介護・介護職等で認知症の人の家族の経験がある者）が配置されていること。</p> <p>2 以下のア～エの全部又は一部を主たる目的とする、認知症の本人及び家族、それに加え地域住民、専門職等地域の誰もが気軽に集える活動拠点であり、営利、宗教、政治活動を目的としないもの。</p> <p>ア 認知症の本人やその家族同士の相互交流・情報交換</p> <p>イ 家族の介護負担の軽減</p> <p>ウ 認知症に関する専門職等への相談</p> <p>エ 地域での認知症啓発及び地域交流</p> <p>オ 認知症本人への社会参加支援</p>	